

失敗しない中国投資

昨年来の中国経済の動きと課題

愛知大学現代中国学部
教授 服部 健治

年の初めにおいては、やはり昨年（2003年）の中国経済の動向と新年（2004年）の課題について言及するのが順当である。ましてや、貿易や投資など中国事業を展開するにあたって、中国のマクロ経済動向を把握することは当然である。問題はマクロ動向の現象的数値を了解することよりも、その数値の持っている「意味」を理解することがより肝要である。「意味」とは、主体のかかわりが介在する。つまり、中国事業を展開する個々の日本企業にとっていかなる意味があるのかということである。

そうした視点から昨年の中国経済を振り返ってみたい。日本企業の現場から見たとき、3つの重大な事象が指摘できる。

1つは、いうまでもないが新型肺炎SARSの発生である。3月から24半期は6月にかけて、日中経済の人的交流は、一時大きく停滞した。ちなみに昨年の第4半期のGDP成長率は9.9%と1997年以来の最高を記録したが、SARSが蔓延した第2四半期の成長率は6.7%にとどまった。第3四半期になると、従来の高成長を回復し、9.1%に上った。本稿を執筆している1月上旬時点では、まだ昨年の経済指標は発表されていないが、基本的に好調であったと総括できる。SARSの影響が懸念されたが、1月～9月期のGDP成長率は8.5%と、前年

同期を上回った。中国の国家信息中心の予測によると、昨年は2002年の8.0%を上回り、8.6%と見通している。

マクロ経済に与えるSARSの影響が限定的、一時的であったのは、最大の産業集積地域である華東地区が健在であったこと、また、影響を受けた業種が観光、運輸、外食産業などに限定されたことなどが指摘される。

2つ目は、WTO（世界貿易機構）加盟3年目にあたり、規制の緩和、自由化が一層進んだことである。中国は2001年12月に、WTO（世界貿易機構）に加盟、以来国内市場の一層の開放に期待が高まってきた。その理由はWTO原則の一つが「内国民待遇」にあり、外国製品・企業の差別的扱いを禁じているからである。より重要な背景は、“生産拠点としての中国”から膨大な消費を生み出す“市場としての中国”に転換してきたことにある。

中国関係の日本企業が一番関心ある問題は2つ。それは輸出入権（貿易権）と国内販売権の獲得である。

これまで外資系企業の国内販売に関しては、90年代半ばに貿易権を有する企業、卸売り販売権を有する企業、傘型企业（投資性公司）といった方式で参入を一部認めていた。だが、いずれも巨額の資産総額をも

つ大企業にしか適用されず、多くの企業が享受できる普遍的な販売には制約があった。

2003年5月に上海外高橋、天津、深圳、廈門の4つの保税区で区内の企業に輸出入権を付与する試行通達が公開された。生産型の外資系企業も中国の貿易会社と輸入代理契約をせずに直接、国内企業と通関手続きができることになった。また、7月には傘型企業の販売権が拡大し、子会社製品の国内外での販売も許可されることになった。こうした動きは、保税区や振込み資本金が高い傘型企業といった制限はあるものの、WTO加盟後の販売・流通市場開放に向けた大きな進展ともいえる。

一方で、WTO加盟により中国が一層輸出競争力を発揮する分野は労働集約型産業である。こうした商品は、今後日本市場にますます流入すると予測される。

WTO加盟以降の5年間は中国にとっても大きな試練の時期であるが、この時期はちょうど10・5計画にあたる。企業と産業の再編、構造改革を実施しなければならない。この時期に予想される重要な政策は次のようなことである。

人民元レートの変動相場制移行:中国経済が一層開放され、強大になるにつれて人民元の交換性が求められる。貿易の自由化から資本の自由化に進展するとき、現在の為替レートの管理相場制は変更を余儀なくされる。

内国民待遇:開放度が拡大するにつれて外資系企業の地位は中国の地場企業と同等の優遇を享受できるが、他方これまで享受していた外資だけの優遇措置は見直しがされていく。内国民待遇は両刃の剣である。例えば、企業所得税は内外企業とも25%になると

いわれている。

アンチダンピング発動:中国はこれまで日本に対してステンレス冷延鋼板、アクリル酸エステル、ポリスチレンにアンチダンピングをかけて来た。2002年11月にはアート紙にかけられた。今後はもっと頻繁になると予測される。

ちなみに中国は1997年3月に公布された「アンチダンピング及び反補助金条例」を2002年1月に廃止し、同じ月に新たに「アンチダンピング条例」を施行した。これはWTOアンチダンピング協定との整合を図ったものである。具体的にはダンピングの概念、正常価格の認定方法、輸出価格の認定方法、ダンピングマージンの計算方法、損害の定義、国内産業の範囲、申し立ての資格、手続きの正常化、司法審査などについてである。

セーフガード:外国商品の輸入増加に対応して、2001年11月に「セーフガード条例」が公布された。輸入製品数量の増加、国内産業の損害に対する調査、調査の要素、調査手続き、保障措置等を定めている。

新規の法律の制定:WTOの関係法規に合わせるために、目下中国政府は多くの法律、規則、通達を改正、修正している。また、外資による市場の寡占状態を排除するために「独占禁止法」の制定もありうる。

今後の新しい現象として、若手経営陣の輩出が加速されると予想する。企業の競争力を育成するために、「非公有企業」の発展が奨励され、外資企業の合併対象に頻繁に登場すると思われる。

2003年の中国経済をめぐる3つ目の重大な事象は、2003年3月の全人代で胡錦濤・温家宝の新体制が成立したことである。江沢民時代の柱である従来からの「全面小康社会」の建設を踏まえ、新体制のもとで新しい政策も展開されてきた。

従来からの解決すべき課題としては、周知のように以下の項目があげられる。

経済格差の是正、「三農」（農業、農村、農民）問題への対処、国有企業改革、金融体制改革、積極財政政策、雇用機会の創出と社会保障制度の整備、西部開発、等である。

新しい性格の骨子は、昨年10月に開かれた中国共産党第16期3中全会で採択された『社会主義市場経済体制整備に関する若干の問題についての決定』に登場する。この『決定』では、上記の従来からの課題も社会主義市場経済体制を完全なものにするための主要任務として取り上げられている。同時に注目すべき事項も大胆に指摘された。

その一つが「所有制」の問題である。公有制に関しては、その堅持をうたいつつも、市場メカニズムに適合した柔軟な形式、つまり株式制を現実的な形式と評価した。それとともに非公有制の重要性をこれまでに無く高く認知し、公有制を補完する地位から「混合所有制経済」の一翼を担う制度を認めた。そのような所有制度を保証するものとして「財産権」の確立が提議された。一部私有財産権の承認をいずれ認めることになるかと予測される。

2つ目は資本市場の整備、拡大を提議したことである。その背景は市場経済の基礎

に金融制度の完備があること、そのために資本市場を規範化することが焦眉の急であると認識している。また、株式制度の発展を推進するからには、その受け皿である資本市場が整備されなければならない。株式市場、債権市場の拡大と整備が今後一層促進されるだろう。

第3は地域経済の発展において、従来の西部開発に加えて、東北地区の振興がうたわれたことである。表現のしかたに西部、中部の発展を並んで東北地方の名が出てきた。より具体的な方策は明確でないが、東北振興が大きな地域経済発展の一つをして浮上してきたことは意義深いことである。

4番目は憲法改正に言及したことである。ポイントは「3つの代表」を憲法でどう取り扱うのか、私有財産権の保護を明記するのか否か、注目されることである。

以上のような昨年の進展を踏まえ、新年を展望する。2004年の経済見通しは、昨年並みと予測する。具体的には8.5%前後かもしれない。その根拠は中国経済を牽引している重要な要素の一つである貿易の伸びがやや鈍化するのではないかとと思われるからである。その一つは米国内の情勢を配慮して対米貿易の黒字拡大を圧縮する方向に動くと思われる。2つ目は人民元の切り上げ要求が昨年同様吹き出ると予測する。中国は切り上げを実施しないが、変動為替相場への準備が一層進むに違いない。3つ目に増値税の輸出時における還付率引下げの影響がある。これは本年1月から実施される。

日本企業にとって、本年は対中グローバル経営戦略の本格的立案の年である。